

# 01銀行

業績の概要（単体）／主要な経営指標等の推移 … 147

## 中間財務諸表

中間貸借対照表	… 148
中間損益計算書	… 149
中間株主資本等変動計算書	… 149
財務諸表に係る確認書	… 156

## 損益の状況等

業務粗利益	… 157
業務純益	… 157
利益率	… 157
総資金利鞘	… 157
資金運用勘定・資金調達勘定平均残高、利息、利回り	… 158
受取利息・支払利息の分析	… 158

## 預金

預金科目別残高（中間期末残高・平均残高）	… 159
定期預金の残存期間別残高	… 159

## 貸出金

貸出金科目別残高（中間期末残高・平均残高）	… 160
貸出金の残存期間別残高	… 160
貸出金の担保別内訳	… 160
支払承諾見返の担保別内訳	… 160
貸出金使途別残高・構成比	… 161
貸出金業種別残高・構成比	… 161
中小企業等に対する貸出金	… 161
特定海外債権残高	… 161
貸出金の預金に対する比率（預貸率）	… 161
リスク管理債権	… 162
金融再生法開示債権	… 162
貸倒引当金内訳	… 162
貸出金償却額	… 162
有価証券	… 162
自己資本の充実の状況等	… 163

## 業績の概要（単体）

3期目にあたる当中間期は、2025年7月28日にお客さま向けサービス提供を開始しました。

実質的な稼働期間が2ヶ月に対して、行員等の人事費やベンダーへのシステムコストが先行していることから経常損失1,208百万円、中間純損失900百万円にて着地しました。主要勘定残高につきましては貸出金476百万円、普通預金27百万円となりました。

当行では、アカウントを作成したお客さまが入出金データを連携することで「借入可能目安額」を表示するサービスを主要な顧客獲得施策として位置づけております。この「借入可能目安額」の提示をきっかけとして、融資申込・実行へつながるため、アカウント作成数の拡大が貸出金残高や収益拡大の起点となります。

## 最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

	2025年度 中間会計期間 自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	2024年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
経常収益	百万円	5
うち信託報酬	百万円	—
経常利益	百万円	△1,208
中間純利益	百万円	△900
当期純利益	百万円	—
資本金	百万円	2,000
発行済株式総数	千株	80
純資産額	百万円	2,218
総資産額	百万円	3,396
預金残高	百万円	27
貸出金残高	百万円	476
有価証券残高	百万円	—
1株当たり配当額	円	—
単体自己資本比率 (国内基準)	%	84.75
従業員数	人	29
信託財産額	百万円	—

(注) 1. 当行は2025年2月28日に銀行営業免許を取得し、銀行法（1981年法律第59号）に定める銀行に該当することになったため、2024年度より主要な経営指標等の推移を記載しております。

2. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき、算出しております。当行は、国内基準を採用しております。

## 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間 (2025年9月30日)
<b>(資産の部)</b>	
現金預け金	1,108
貸出金	476
その他資産	1,631
その他の資産	1,631
有形固定資産	20
無形固定資産	123
繰延税金資産	42
貸倒引当金	△6
資産の部合計	3,396
<b>(負債の部)</b>	
預金	27
借用金	1,000
その他負債	126
未払法人税等	11
その他の負債	114
賞与引当金	24
負債の部合計	1,177
<b>(純資産の部)</b>	
資本金	2,000
資本剰余金	2,000
資本準備金	2,000
利益剰余金	△1,781
その他利益剰余金	△1,781
繰越利益剰余金	△1,781
株主資本合計	2,218
純資産の部合計	2,218
負債及び純資産の部合計	3,396

## 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当中間会計期間	
	自 2025年4月 1日	至 2025年9月30日
経常収益		5
資金運用収益	5	
うち貸出金利息	(3)	
役務取引等収益	0	
その他業務収益	—	
その他経常収益	0	
経常費用	1,213	
資金調達費用	3	
うち預金利息	(0)	
役務取引等費用	0	
その他業務費用	—	
営業経費	1,203	
その他経常費用	6	
経常損失	1,208	
特別利益	—	
特別損失	—	
税引前中間純損失	1,208	
法人税、住民税及び事業税	△277	
法人税等調整額	△31	
法人税等合計	△308	
中間純損失	900	

## 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000	2,000	2,000
当中間期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
当中間期純利益			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	2,000	2,000	2,000

	株主資本		純資産合計	
	利益剰余金			
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△881	△881	3,118	
当中間期変動額				
新株の発行				
剰余金の配当				
当中間期純利益	△900	△900	△900	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当中間期変動額合計	△900	△900	△900	
当中間期末残高	△1,781	△1,781	2,218	

**注記事項**

(2025年9月期)

**個別注記表**

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

**重要な会計方針****1. 固定資産の減価償却の方法****(1) 有形固定資産（リース資産を除く）**

定率法を採用しております。

ただし、建物については定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 15年～18年

その他の 4年～15年

**(2) 無形固定資産及び前払費用**

定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

**2. 引当金の計上基準****(1) 貸倒引当金**

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権、それと同等の状況にある債務者に係る債権及び現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、回収可能性を勘案し、必要と認める額を計上することとしております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

**(2) 賞与引当金**

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間期に帰属する額を計上しております。

**3. 収益の計上方法**

顧客との契約から生じる収益の計上時期は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点としております。また、顧客との契約から生じる収益の計上額は、財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で算出しております。

**4. 消費税等の会計処理**

固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

**5. グループ通算制度の適用**

当行は、株式会社池田泉州ホールディングスを通算親会社とするグループ通算制度を適用しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。

なお、債権は、中間貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	一百万円
危険債権額	一百万円
要管理債権額	一百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	一百万円
小計額	一百万円
正常債権額	477 百万円
合計額	477 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 5百万円
3. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準)は、84.75%であります。

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額6百万円を含んでおります。

## (中間株主資本等変動計算書関係)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	80,000	—	—	80,000	
合計	80,000	—	—	80,000	

## 2. 配当に関する事項

該当事項はありません。

## (中間キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当中間会計期間
現金預け金	1,108
現金及び現金同等物	1,108

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。  
 なお、有価証券は該当ありません。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 價	差 額
(1) 貸出金 貸倒引当金（＊）	476		
	△6		
	469	476	6
資産計	469	476	6
(1) 預金	27	27	—
(2) 借用金	1,000	1,000	—
負債計	1,027	1,027	—

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

## 2. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金			476	476
資産計			476	476
預金		27		27
借用金		1,000		1,000
負債計		1,027		1,027

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

貸出金

残存期間が短期間（1年以内）の貸出金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしており、レベル2の時価に分類しております。

借用金

借用金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

当行は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、次のとおりであります。

## 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金(注)	132 百万円
繰延消費税	37
賞与引当金	7
未払事業税等	3
貸倒引当金	2
その他	1
繰延税金資産小計	184
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△132
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9
評価性引当額小計	△142
繰延税金資産合計	42
繰延税金資産の純額	42 百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当中間会計期間 (2025年9月30日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金 (*)	—	—	—	—	—	132	132
評価性引当額	—	—	—	—	—	△132	△132
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(\*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

(単位：百万円)

	当中間会計期間 計上額
顧客との契約から生じる収益	—
預金・貸出業務	—
為替業務	0
証券関連業務	—
代理業務	—
保護預り・貸金庫業務	—
投資信託・保険販売業務	—
その他	—
計	0
その他の収益（注）	5
合計	5

(注) 「その他の収益」は、主に「金融商品に関する会計基準（企業会計基準第10号 2019年7月4日）」に基づく収益であります。

## (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	27,730円10銭
1株当たりの中間純損失額	11,251円91銭

## (企業結合等関係)

該当事項はありません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

2025年10月21日

確認書

01銀行 株式会社  
代表取締役社長 伊東 真幸

私は、当行の2025年4月1日から2026年3月31日までの事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表の適正性、及び中間財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

以上

## 損益の状況等

### 業務粗利益

(単位：百万円)

種類	2025年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用収益	5	—	(—) 5
資金調達費用	3	—	(—) 3
資金運用収支	1	—	1
役務取引等収益	0	—	0
役務取引等費用	0	—	0
役務取引等収支	△0	—	△0
その他業務収益	—	—	—
その他業務費用	—	—	—
その他業務収支	—	—	—
業務粗利益	1	—	1
業務粗利益率 (%)	0.18	—	0.18

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段( )内の計数は、国内業務部門と国際業務部門との間の資金貸借の利息であります。

3. 業務粗利益率 =  $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

### 業務純益

(単位：百万円)

2025年9月期		
業務純益（一般貸倒引当金繰入前） A		△1,201
一般貸倒引当金繰入額 B		6
業務純益 A-B		△1,208
債券関係損益 C		—
コア業務純益 A-C		△1,201
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）		△1,201

(注) 1. 業務純益とは、銀行の基本的な業務の成果を示す指標で、預金、貸出金、有価証券などの利益収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券や外国為替などの売買損益を示す「その他業務利益」を合計した「業務粗利益」から、「一般貸倒引当金繰入額」と人件費などの「経費」を控除したものです。

2. コア業務純益は、業務純益（一般貸倒引当金繰入前）から、債券関係損益を控除したものです。

### 利率

(単位：%)

2025年9月期		
総資産経常利率		△71.53
資本経常利率		△90.30
総資産中間純利率		△53.29
資本中間純利率		△67.28

(注) 1. 総資産経常（中間純）利率 =  $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{\text{総資産（除く支払承諾見返）平均残高}} \times 100$

2. 資本経常（中間純）利率 =  $\frac{\text{経常（中間純）利益}}{(\text{期首純資産} + \text{期末純資産}) \div 2} \times 100$

### 総資金利鞘

(単位：%)

種類	2025年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	0.63	—	0.63
資金調達原価	362.93	—	362.93
総資金利鞘	△362.30	—	△362.30

## 資金運用勘定・資金調達勘定平均残高、利息、利回り

(国内業務部門)

(単位：百万円、%)

種類	2025年9月期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	(一) 1,610	5	0.63
うち貸出金	76	3	9.23
うち商品有価証券	—	—	—
うち有価証券	—	—	—
うちコールローン	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—
うち買入手形	—	—	—
うち預け金	1,534	1	0.19
資金調達勘定	663	3	1.04
うち預金	14	0	0.19
うち譲渡性預金	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—
うち借用金	648	3	1.05

(注) ( ) 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

(国際業務部門)

(単位：百万円、%)

種類	2025年9月期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	—	—	—
うち貸出金	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—
うち有価証券	—	—	—
うちコールローン	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—
うち買入手形	—	—	—
うち預け金	—	—	—
資金調達勘定	(一)	(一)	—
うち預金	—	—	—
うち譲渡性預金	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—
うち借用金	—	—	—

(注) ( ) 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。

(国内・国際業務部門合計)

(単位：百万円、%)

種類	2025年9月期		
	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,610	5	0.63
うち貸出金	76	3	9.23
うち商品有価証券	—	—	—
うち有価証券	—	—	—
うちコールローン	—	—	—
うち買現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引支払保証金	—	—	—
うち買入手形	—	—	—
うち預け金	1,534	1	0.19
資金調達勘定	663	3	1.04
うち預金	14	0	0.19
うち譲渡性預金	—	—	—
うちコールマネー	—	—	—
うち売現先勘定	—	—	—
うち債券貸借取引受入担保金	—	—	—
うち売渡手形	—	—	—
うちコマーシャル・ペーパー	—	—	—
うち借用金	648	3	1.05

(注) 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。

## 受取利息・支払利息の分析

当行は、2025年7月28日に開業したため、受取利息・支払利息の増減分析は行っておりません。

## 預金

### 預金科目別残高

種類	2025年9月期末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	27	—	27
流動性預金	27	—	27
うち有利息預金	27	—	27
定期性預金	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	27	—	27
譲渡性預金	—	—	—
総合計	27	—	27

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

  固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金

  変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

種類	2025年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
預金	14	—	14
流動性預金	14	—	14
うち有利息預金	14	—	14
定期性預金	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—
その他	—	—	—
合計	14	—	14
譲渡性預金	—	—	—
総合計	14	—	14

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

  固定金利定期預金：預入時に満期日迄の利率が確定する定期預金

  変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

3. 國際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### 定期預金の残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	3カ月未満	3カ月以上 6カ月未満	6カ月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	合計
(2025年9月期末)	—	—	—	—	—	—	—
定期預金	—	—	—	—	—	—	—
うち固定金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—
うち変動金利定期預金	—	—	—	—	—	—	—

## 貸出金

### 貸出金科目別残高

種類	2025年9月期末		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	476	—	476
手形貸付	—	—	—
証書貸付	476	—	476
当座貸越	—	—	—
割引手形	—	—	—
合計	476	—	476

種類	2025年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
貸出金	76	—	76
手形貸付	—	—	—
証書貸付	76	—	76
当座貸越	—	—	—
割引手形	—	—	—
合計	76	—	76

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

### 貸出金の残存期間別残高

種類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
(2025年9月期末)							
貸出金	464	12	—	—	—	—	476
うち変動金利	—	—	—	—	—	—	—
うち固定金利	—	12	—	—	—	—	—

(注) 1. 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

2. 期間の定めのない貸出金については、「1年以下」に含めております。

### 貸出金の担保別内訳

種類	2025年9月期末		
	有価証券	債権	商品
不動産	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
保証	—	—	—
信用	476	—	—
合計	476	—	—

### 支払承諾見返の担保別内訳

種類	2025年9月期末		
	有価証券	債権	商品
不動産	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
保証	—	—	—
信用	—	—	—
合計	—	—	—

## 貸出金使途別残高・構成比

(単位：百万円)

	2025年9月期末	
	金額	構成比
設備資金	—	—%
運転資金	476	100.00
合計	476	100.00

## 貸出金業種別残高・構成比

(単位：先、百万円)

国内店分（除く特別国際金融取引勘定分）	2025年9月期末		
	貸出先数	貸出金残高	構成比 %
製造業	3	19	4.04
農業、林業	1	0	0.10
漁業	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—
建設業	10	67	14.10
電気・ガス・熱供給・水道業	1	10	2.10
情報通信業	14	100	21.14
運輸業、郵便業	1	9	1.92
卸売業、小売業	17	99	20.84
金融業、保険業	—	—	—
不動産業、物品販賣業	1	10	2.10
学術研究、専門・技術サービス業	2	10	2.11
宿泊業、飲食業	6	38	8.14
生活関連サービス業、娯楽業	1	4	0.96
教育、学習支援業	3	23	4.86
医療・福祉	2	7	1.56
その他のサービス	12	76	16.03
地方公共団体	—	—	—
その他	—	—	—
特別国際金融取引勘定分	—	—	—
政府等	—	—	—
金融機関	—	—	—
その他	—	—	—
合計	74	476	

## 中小企業等に対する貸出金

(単位：先、百万円、%)

	2025年9月期末	
	貸出先数	貸出金額
総貸出金残高 (A)	74	476
中小企業等貸出金残高 (B)	74	476
(B) / (A)	100.00	100.00

(注) 1. 特別国際金融取引勘定を除きます。

2. 中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品販賣業等は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業、物品販賣業等は100人、小売業、飲食業は50人）以下の企業等であります。

## 特定海外債権残高

該当事項はありません。

## 貸出金の預金に対する比率（預貸率）

(単位：%)

	2025年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計
中間期末	1,746.84	—	1,746.84
期中平均	529.46	—	529.46

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

## リスク管理債権

(単位：百万円、%)

	2025年9月期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	—
危険債権額	—
三月以上延滞債権額	—
貸出条件緩和債権額	—
リスク管理債権合計	—
正常債権額	477
総与信残高	477
リスク管理債権比率	0.00

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。  
 3. 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。  
 4. 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。  
 5. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。  
 6. リスク管理債権合計＝破産更生債権及びこれらに準ずる債権額+危険債権額+三月以上延滞債権額+貸出条件緩和債権額

## 金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

	2025年9月期末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—
危険債権	—
要管理債権	—
合計	—
正常債権	477
総与信残高	477
総与信に占める割合	0.00
保全率	0.00

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。  
 2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であります。  
 3. 要管理債権とは、三月以上延滞債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権を除く。）及び貸出条件緩和債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権を除く。）であります。  
 4. 正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権であります。

## 貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	期首残高	期中増加額	2025年9月期		中間期末残高
			目的使用	その他	
一般貸倒引当金	—	6	—	—	6
個別貸倒引当金	—	—	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—
合計	—	6	—	—	6

(注) 期中減少額のその他は、洗替による取崩額であります。

## 貸出金償却額

(単位：百万円)

	2025年9月期
貸出金償却額	—

## 有価証券

当行は、有価証券の取扱いがないため、記載を省略しております。

## 自己資本の充実の状況等

「銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」(平成26年金融庁告示第7号)に基づき、バーゼルⅢ第3の柱の内容を以下に開示しております。

### 自己資本の構成に関する開示事項

自己資本比率は、告示に定められた算式に基づき、単体ベースについて算出しております。

なお、当行は自己資本比率の算出にあたり国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの額は標準的手法、オペレーションナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しております。

単体自己資本比率	(単位：百万円)
項目	2025年9月30日
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>	
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	2,218
うち、資本金及び資本剰余金の額	4,000
うち、利益剰余金の額	△1,781
うち、自己株式の額 (△)	—
うち、社外流出予定額 (△)	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—
<b>コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額</b>	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ) 2,225
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>	
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	85
うち、のれんに係るものの額	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	85
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	30
適格引当金不足額	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—
前払年金費用の額	—
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—
特定項目に係るパーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—
コア資本に係る調整項目の額	(口) 116
<b>自己資本</b>	
自己資本の額 ((イ) - (口))	(ハ) 2,109
<b>リスク・アセット等 (3)</b>	
信用リスク・アセットの額の合計額	2,484
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—
うち、上記以外に該当するものの額	—
マーケット・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額をハーパーセントで除して得た額	4
フロア調整額	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二) 2,488
<b>自己資本比率</b>	
自己資本比率 ((ハ) / (二))	84.75%

## 定量的な開示事項

【自己資本の充実度に関する事項】

(1) 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	2025年9月30日 信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
現金	—	—
日本国政府及び日本銀行向け	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
国際決済銀行等向け	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
国際開発銀行向け	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	353	14
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
カバード・ボンド向け	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む）	—	—
うち特定貸付債権向け	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	358	14
うちトランザクター向け	—	—
不動産関連向け	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—
うち賃貸用不動産向け	—	—
うち事業用不動産関連向け	—	—
うちその他不動産関連向け	—	—
うちA D C 向け	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く）	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
取立未済手形	—	—
信用保証協会等による保証付き	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付き	—	—
株式等	—	—
投機的な非上場株式等	—	—
上記以外の株式等	—	—
上記以外	1,772	70
うち重要な出資のエクスポージャー	—	—
うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—
うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C 関連調達手段に係るエクspoージャー	—	—
その他外部T L A C 関連調達手段のうちTier 2資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部T L A C 関連調達手段に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	—	—
うち上記以外のエクspoージャー	1,772	70
証券化	—	—
うちSTC要件適用分	—	—
うち短期STC要件適用分	—	—
うち不良債権証券化適用分	—	—
うちSTC・不良債権証券化適用対象外分	—	—
再証券化	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー	—	—
ルックスルーウェイ	—	—
マンデート方式	—	—
蓋然性方式（リスクウェイト250%）	—	—
蓋然性方式（リスクウェイト400%）	—	—
フォールバック方式（リスクウェイト1,250%）	—	—
未決済取引	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—

項目	2025年9月30日	
	信用リスク・アセットの額	所要自己資本の額
CVAリスク	—	—
SA-CVA	—	—
完全なBA-CVA	—	—
限定的なBA-CVA	—	—
簡便法	—	—
中央清算機関連エクスポートジャー	—	—
信用リスク（A）	2,484	99
オペレーションナル・リスク（B）	4	0
合計（A）+（B）	2,488	99

(注) 1. マーケット・リスク相当額に係る額を算入しておりません。  
2. 所要自己資本の額は、「リスク・アセットの額×4%」により算出しています。

項目	2025年9月30日	
	(単位：百万円)	(単位：百万円)
BI	2	
BIC	0	

(注) オペレーションナル・リスク相当額の算出に使用するILMは告示第306条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

項目	2025年9月30日	
	リスク・アセットの額	所要自己資本の額
総所要自己資本額	2,488	99

(注) 所要自己資本の額は、「リスク・アセットの額×4%」により算出しています。

## 【信用リスクに関する事項】

## (1) 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及び主な種類別の内訳

(リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

(単位：百万円)

	信用リスクに関する エクspoージャーの 中間期末残高	2025年9月30日					
		うち 貸出金	うち 債券	うち コミットメント	うち デリバティブ	うち その他オフバランス (コミットメント、 デリバティブ以外)	うち その他
国内	3,402	476	—	—	—	—	2,925
海外	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	3,402	476	—	—	—	—	2,925
製造業	19	19	—	—	—	—	—
農業、林業	0	0	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—
建設業	67	67	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	10	10	—	—	—	—	—
情報通信業	100	100	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	9	9	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	99	99	—	—	—	—	—
金融業、保険業	1,108	—	—	—	—	—	1,108
不動産業、物品販賣業	10	10	—	—	—	—	—
各種サービス業	160	160	—	—	—	—	—
国・地方公共団体	2	—	—	—	—	—	2
その他	1,814	—	—	—	—	—	1,814
業種別合計	3,402	476	—	—	—	—	2,925
1年以下	464	464	—	—	—	—	—
1年超3年以下	12	12	—	—	—	—	—
3年超5年以下	—	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	—	—	—	—	—	—	—
7年超	—	—	—	—	—	—	—
期限の定めがないもの	2,925	—	—	—	—	—	2,925
残存期間別合計	3,402	476	—	—	—	—	2,925

(注) 1. 「地域別」について、「海外」は各エクspoージャーの本社所在地が日本以外のものを対象としております。

2. 「業種別」について、現金、有形資産等は「その他」に計上しております。

3. 「残存期間別」について、株式、現金、ファンド、有形資産等は「期限の定めがないもの」に計上しております。

## (2) 延滞又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高

(単位：百万円)

	単 体
	2025年9月30日
国内	—
海外	—
<b>地域別合計</b>	—
製造業	—
農業、林業	—
漁業	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—
建設業	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—
情報通信業	—
運輸業、郵便業	—
卸売業、小売業	—
金融業、保険業	—
不動産業、物品賃貸業	—
各種サービス業	—
国・地方公共団体	—
その他	—
<b>業種別合計</b>	—

(注)「延滞又はデフォルトしたエクspoージャー」とは、以下の通りです。

…元本又は利息の支払いが3ヶ月以上延滞しているもの、債務者区分が要管理先以下となった取引先に対するもの、または、引当金勘定前でリスク・ウェイトが150%となるエクspoージャー

## (3) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高

(単位：百万円)

	2025年9月30日	中間期末残高	期中増減額
一般貸倒引当金	6	6	6
個別貸倒引当金	—	—	—
特定海外債権引当勘定	—	—	—
<b>合計</b>	6	6	6

## (4) 個別貸倒引当金の地域別残高

(単位：百万円)

	2025年9月30日	中間期末残高	期中増減額
国内	—	—	—
海外	—	—	—
<b>合計</b>	—	—	—

(注) 特定海外債権引当勘定は該当ありません。

## (5) 業種別の個別貸倒引当金残高及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2025年9月30日	
	個別貸倒引当金	貸出金償却の額
	中間期末残高	期中増減額
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売・小売業	—	—
金融・保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
その他サービス業	—	—
国・地方公共団体	—	—
個人・その他	—	—
合計	—	—

(注) 1. 一般貸倒引当金は地域別・業種別に算定を行っておりません。

2. 特定海外債権引当勘定は該当ありません。

## 【標準的手法が適用されるエクスポージャーに関する事項】

## (1) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	2025年9月30日					
	信用リスク・エクspoージャーの額		CCF・信用リスク削減手法 適用前		CCF・信用リスク削減手法 適用後	
	オンバランス	オフバランス	オンバランス	オフバランス	信用リスク・ アセットの額	平均リスク・ ウェイト (%)
日本国政府及び日本銀行向け	2	—	2	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,108	—	1,108	—	353	32%
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバードボンド	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権を含む）	—	—	—	—	—	—
うち特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	477	—	477	—	358	75%
不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
うち自己居住用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うち賃貸用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うち事業用不動産等向け	—	—	—	—	—	—
うちその他不動産向け	—	—	—	—	—	—
うちADC向け	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産向けエクspoージャーを除く）	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—
現金	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付き	—	—	—	—	—	—
株式会社地域活性化支援機構等による保証付き	—	—	—	—	—	—
その他	1,814	—	1,814	—	1,814	100%
合計	3,403	—	3,403	—	2,525	74%

## (2) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごと並びにリスクウェイト区分ごとの内訳

(単位：百万円)

ポートフォリオの区分	リスク・ウェイト	2025年9月30日								合計
		0%	20%	50%	100%	150%	その他			
日本国政府及び日本銀行向け	2	—	—	—	—	—	—	—	—	2
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	902	206	—	—	—	—	—	—	1,108
カバード・ボンド向け	—	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他 合計
うち、特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	100%	150%	250%	400%	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	45%	75%	100%	—	—	—	—	—	477
不動産関連向け　うち、自己居住用不動産等向け	—	20%	25%	30%	40%	50%	70%	75%	その他	合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	20%	31.25%	37.50%	50%	62.50%	—	—	—	—
不動産関連向け　うち、賃貸用不動産向け	—	30%	35%	45%	60%	75%	105%	150%	その他	合計
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	30%	43.75%	56.25%	75%	93.75%	—	—	—	—
不動産関連向け　うち、事業用不動産関連	—	70%	90%	110%	150%	—	—	—	—	—
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	70%	112.50%	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向け　うち、その他不動産関連	—	60%	—	—	—	—	—	—	—	—
うち、抵当権が第二順位以下で適格要件をみたすもの	—	60%	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産関連向けうち、ADC向け	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等（自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。）	—	50%	100%	150%	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクspoージャーに係る延滞	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
現金	—	0%	10%	20%	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他資産等	—	100%	—	—	—	—	—	—	—	1,814
		1,814	—	—	—	—	—	—	—	1,814

## (3) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト	2025年9月30日				信用リスク・エクspoージャーの額 (CCF／信用リスク削減手法適用後)	
	信用リスク・エクspoージャーの額		CCFの加重平均値			
	オンバランス	オフバランス				
40%未満	904	—	—	—	904	
40%以上70%以下	206	—	—	—	206	
75%	477	—	—	—	477	
80%	—	—	—	—	—	
85%	—	—	—	—	—	
90%以上100%以下	1,814	—	—	—	1,814	
105%以上130%以下	—	—	—	—	—	
150%	—	—	—	—	—	
250%	—	—	—	—	—	
400%	—	—	—	—	—	
1,250%	—	—	—	—	—	
合計	3,403	—	—	—	3,403	

## 【信用リスク削減手法に関する事項】

該当ありません。

## 【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

該当ありません。

## 【証券化エクspoージャーに関する事項】

該当ありません。

## 【CVAリスクに関する事項】

該当ありません。

## 【出資等又は株式等エクspoージャーに関する事項】

該当ありません。

## 【金利リスクに関する事項】

IRRBB1：金利リスク

(単位：百万円)

項目番号	イ		ハ	
	△EVE	△NII	2025年9月30日	2025年9月30日
1 上方パラレルシフト	—	—		
2 下方パラレルシフト	4	3		
3 スティープ化	1			
4 フラット化				
5 短期金利上昇				
6 短期金利低下				
7 最大値	4	3		
8 自己資本の額	木		2025年9月30日	2,109